

令和 8 年度 施設等利用給付認定のご案内 (新 2 号・新 3 号認定用)



目 次

・ 認定の種類及び区分・各種認定について	1 ページ
・ 認定申請の手続きについて	2 ページ
・ 保育の必要性の事由及び有効期間	3 ページ
・ 認定に必要な書類	3～6 ページ
・ 施設等利用費（保育料）の請求及び支払い.....	6～7 ページ
・ 認定申請後の注意事項	7 ページ
・ よくある御質問について	8 ページ

【認定手続等の問合せ先】

倶知安町役場 こども未来課 こども支援係
〒044-0001 倶知安町北1条東3丁目
電話 0136-55-6116（直通）

は し め に

令和元年10月1日より、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設などを利用する「3歳から5歳まで」及び「0歳から2歳までの住民税非課税世帯」の児童の保育料が無償化となりました。

（無償化対象は利用料のみで、通園費・食材費・行事費等は従来通り保護者の実費負担となります。）

俱知安町に申請し、認定を受けて施設・事業を利用することで利用料が無償化（一部上限あり）となりますので、認定を受けていない場合は申請が必要です。

なお、認定を受けても、利用する施設や利用内容によっては、無償化の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

◆認定の種類及び区分

教育・保育給付認定 （従来からの認定区分）		施設等利用給付認定（新2号・3号認定区分） 対象：認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育・認可外保育施設等	
1号認定	保育を必要としない 満3歳以上の幼児	新2号認定	満3歳になって最初の3月31日を経過した 保育の必要性の認定を受けた幼児
2号認定	保育を必要とする 満3歳以上の幼児		
3号認定	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児	新3号認定 （非課税世帯のみ）	満3歳になって最初の3月31日までの間に ある保育の必要性の認定を受けた乳幼児

◆各施設・事業における各種認定について

施設名		満年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		クラス (4/1時点での年齢)	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス		3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
認定こども園 (幼稚園部分) ・俱知安幼稚園 ・俱知安藤幼稚園 ・俱知安めぐみ幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税 非課税世帯				1号+新3号 (預かり保育)	1号+新2号(預かり保育)		
		住民税 課税世帯							
	保育の必要性なし					1号			
認可外保育施設 ・さくらんぼ保育所 ・リトルナーサリースクール クレール	保育の 必要性 あり	住民税 非課税世帯	新3号				新2号		
		住民税 課税世帯							
	保育の必要性なし								

<施設等利用給付認定（新2号・新3号）の認定申請の手続きについて>

- 以下を利用し、「保育の必要性」の事由に該当する場合、新2号または新3号（新3号は住民税非課税世帯に限定）の認定を受けることで無償化の対象になります。

該当する方は、俱知安町に申請し、保育の必要性の認定を受けてください。

※国が定める基準を満たし、俱知安町の確認を受けた施設及び事業が無償化の対象となります。

確認を受けた施設かどうかは、こども支援係までお問合せください。

◆ 認定こども園（1号・幼稚園部分）の預かり保育

認定こども園（1号・幼稚園部分）の預かり保育を利用する場合、1号認定とは別に新2号又は新3号（満3歳児・住民税非課税世帯）（※1）の認定申請が必要となります。

※各認定こども園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接ご利用中の認定こども園にご確認ください。

【令和8年度 年齢別クラス】

クラス(実施年齢)	生年月日
満3歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日 (令和8年度中に満3歳となり、幼稚園・認定こども園を利用する場合)
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

◆ 認可外保育施設・一時預かり

俱知安町から「保育の必要性の認定」を受けた

- ・(新2号) 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども
- ・(新3号) 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯（※1）の子ども

に該当し、保育所等（※2）を利用していない場合に、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

【令和8年度 年齢別クラス】

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

※実際の保育は、上記の表通りのクラス編成ではない場合がありますが、その場合も生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

（※1）未婚のひとり親で寡婦等とみなされた場合に非課税となった場合や、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含む

（※2）認可保育所（くっちゃん保育所ぬくぬく）、一定基準（平日8時間以上かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している認定こども園（俱知安幼稚園・俱知安藤幼稚園・俱知安めぐみ幼稚園）、企業主導型保育事業（従業員枠）

○ 施設等利用給付認定（新2号・新3号）審査の結果について

給付認定が認められた場合、俱知安町から施設等利用給付認定通知書が交付されます。

1 保育の必要性の事由及び有効期間

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。
有効期間が切れると、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
① 就労 1月当たり <u>60時間以上《1日5時間以上、週3日以上就労》</u> の就労をしている	最長、小学校就学前まで
② 妊娠、出産 出産のため保育が困難な状態にある場合	出産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③ 保護者の疾病、障がい 病気や障がいのため保育が困難な場合	最長、小学校就学前まで
④ 同居親族の介護 同居の親族を常時介護又は看護していること	
⑤ 災害復旧 自宅等の災害の復旧に当たっている場合	
⑥ 求職活動 求職活動により保育が困難な場合	求職活動の利用期間は最長で3ヶ月間
⑦ 就学 学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校及びその他専門学校への就学	保護者の卒業予定日（修了予定日）
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	最長、小学校就学前まで
⑨ 前各号に類する状態として町が認める場合	原則として、小学校就学前まで

・保育を必要とする事由が消滅した場合、その時点で認定の有効期間が終了します。

・新3号認定は、満3歳を迎えた最初の3月31日までが新3号としての有効期間となります。

保育を必要とする事由が継続していれば、新たに手続きすることなく新2号認定に切り替わります。

※育児休業中は、原則、保育の必要性は認められません。

2 認定に必要な書類

※俱知安町 こども支援係へ必要書類をそろえて提出してください。

認定の申請には、（１）「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」、（２）「保育を必要とする事由を証明するための書類」が必要です。

また、世帯の状況等に応じて「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」（認可外保育施設利用者）、「住民税を確認するための書類」が必要となる場合があります。

※ 認定開始日を申請日よりも前に遡及することはできません。

（１）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

利用を希望する子ども1人につき、1枚ずつ必要です。

（２）保育を必要とする事由を証明するための書類

父母共に、下表①～⑨の該当する事由に係る必要書類を提出してください。

不足書類がある場合、認定ができないことがあります。

	保護者の状況	必要な書類	備 考
①	会社等に就労している場合	就労証明書	※単身赴任の方も必要です ※保育時間外のみ勤務（夜間のみ）の場合は保育の必要は認められません。 ※児童の父母が親族経営の企業等で働いている場合、経営者の「自営業・農業申立書」と開業等の「申立内容の証明書類」の写しを添付してください。
②	自営業や農業を営んでいる場合	自営業・農業申立書	※直近の確定申告書控え又は個人事業の開業・廃業等届出書等の添付が必要 ※申立書の内容を確認するため、認定決定前・決定後に訪問することがあります。 また、申立書とは別に就労状況等の確認ができる書類を提出いただく場合があります。
③	出産予定の場合	出産連絡票及び母子手帳の写し（母親の氏名及び出産予定日の記入されたページ）	※産前：出生予定日の８週間前から ※産後：出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで（出生日の確認のため、出産後、こども支援係へ申し出てください。）
④	病気や障がいの場合	診断書	※治療期間の記入が必要です。
⑤	病人を看護・介護の場合	診断書、介護看護状況申立書及び就労状況等報告書	※治療期間の記入が必要です。
⑥	求職活動中の場合	求職申立書	※申立期間 ３ヶ月
⑦	就学の場合	在学証明書及び時間割等の就学時間が確認できる書類	
⑧	虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	状況に応じて必要書類が異なります。	
⑨	前各号に類する状態として町が認める場合	詳しくはこども支援係にお問い合わせください。	

※俱知安町の様式に記入の上、提出してください。

※求職活動の事由で入所決定した場合、申出期間は認定日から３ヶ月間となります。

就労先が決定した場合は、①就労証明書又は②自営業・農業申立書等の書類提出が必要です。

※その他、必要に応じて提出書類が追加される場合があります。

（３）申請児童や世帯の状況、利用施設等により必要となる書類

【認可外保育施設利用者】

・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

認可外保育施設を利用している場合で、認可保育所、認定こども園の利用申し込みをせずに、新２号・新３号認定のみ申請する場合、申請書類に利用申し込みを行わなかった理由を添付する必要があります。

【（新３号）０歳児クラスから２歳児クラスの住民税非課税世帯】

・住民税を確認するための書類

保護者が以下の状況に当てはまる場合は、必要な書類を提出してください。

(例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)

認定開始	状 況	必 要 書 類
令和8年4月～8月	令和7年1月1日現在 俱知安町に住民登録がない方 ・令和7年1月2日以降に俱知安町に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が俱知安町にない方等	●令和7年度市町村民税の課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日現在の住民登録があった市区町村が発行するもの)
	令和7年度住民税が未申告の方	令和7年1月1日時点で、住民登録があった市区町村へ申告の上、 令和7年度市町村民税課税(非課税)証明書 を提出してください。
	令和7年1月1日現在 海外赴任等のため日本に住民票がなかった場合	海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は海外での所得を推定できる資料等を提出してください。 別途ご相談ください。
令和8年9月～令和9年3月	令和8年1月1日現在 俱知安町に住民登録がない方 ・令和8年1月2日以降に俱知安町に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が俱知安町にない方等	●令和8年度市町村民税の課税(非課税)証明書 (令和8年1月1日現在の住民登録があった市区町村が発行するもの)
	令和8年度住民税が未申告の方	令和8年1月1日時点で、住民登録があった市区町村へ申告の上、 令和8年度市町村民税課税(非課税)証明書 を提出してください。
	令和8年1月1日 海外赴任等のため日本に住民票がなかった場合	海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は海外での所得を推定できる資料等を提出してください。 別途ご相談ください。

※「新3号認定」の認定要件である課税状況を確認する年度は、上記の通りとなります。

9月の認定より課税状況を確認する年度が変更となるため、課税状況が異なった場合、認定の該当・非該当が変更となる場合があります。詳しくはこども支援係へご確認ください。

・離婚調停中等の課税状況の確認について

父母が離婚調停や別居等をした場合でも、父母ともに課税状況確認の対象となります。

但し、離婚調停中で、次の要件を全て満たす場合については、詳細な世帯状況等を確認した上で、父又は母を課税状況確認の対象から外せる場合があります。詳しくはこども支援係へご相談ください。

【要件】： 1.別居中 2.夫婦で住民票を別にしている

◆マイナンバー(個人番号)の提出について

給付認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

給付認定申請書を提出する際に、下記の①及び②の書類を提出先へ提示する必要があります。

①番号確認書類(児童の父母のもの)

- ・いずれか1点

個人番号カード、通知カード※ 個人番号が記載された住民票の写し

※通知カードについては、通知カード上の情報と現在の情報が違う場合は確認書類として扱えませんのでご注意願います。

②身元確認書類（申請者（保護者）のもの）※代理人が提出の場合は代理人のもの

- ・ 1 点の提示でよいもの（顔写真付きのもの）

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され氏名・生年月日・住所が記載されているもの

- ・ 2 点の提示が必要なもの（顔写真付き以外のもの）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・生年月日・住所が記載されているもの

3 施設等利用費（保育料）の請求及び支払いについて

俱知安町では、新2号または新3号の施設等利用費は、法定代理受領という方法で給付を行います。

【法定代理受領とは】保護者を經由せず町から保育施設へ直接給付する方法

また、施設等利用給付費を超えた自己負担分については、町独自で代理受領または償還払いという方法で年4回助成を行います。

【代理受領とは】助成金の受領を保育施設へ委任する方法

【償還払いとは】助成金の受領及び保育施設への支払いを保護者が行う方法

●スケジュール（予定）

利用月	申請月
令和 8 年 4 月分から 6 月分	令和 8 年 7 月
令和 8 年 7 月分から 9 月分	令和 8 年 10 月
令和 8 年 10 月分から 12 月分	令和 9 年 1 月
令和 9 年 1 月分から 3 月分	令和 9 年 4 月

《新2号・3号認定 無償化対象範囲》

	認定こども園（1号・幼稚園部分） 預かり保育	認可外保育施設等
3～5歳児クラス	保護者の方が実際に利用した金額と、 「日額 450円×利用日数（上限 月額11,300円まで）」とを比較 し、低い方が無償化されます。 ※利用した金額にはおやつ代等は含ま れません	保育料のみ無償化 上限37,000円／月額まで
市町村非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	保護者の方が実際に利用した金額と、 「日額 450円×利用日数（上限 月額16,300円まで）」とを比較 し、低い方が無償化されます。 ※利用した金額にはおやつ代等は含ま れません	
市町村非課税世帯の 0～2歳児クラス		保育料のみ無償化 上限42,000円／月額まで

（例）認定こども園（1号・幼稚園部分）預かり保育の無償化対象経費計算方法

1日700円（うち100円はおやつ代）で預かり保育を月20日利用した場合

実際の支払額 → $(700\text{円} - 100\text{円} (\text{おやつ代})) \times 20\text{日} (\text{利用日数}) = 12,000\text{円}$

月額上限額 → 450円（預かり保育1日の上限） $\times 20\text{日} (\text{利用日数}) = \boxed{9,000\text{円}}$

※倶知安町では、保護者負担となる部分（上記の例だと3,000円）を助成します。

4 認定申請後の注意事項

下記の変更が生じた場合は、速やかに「子育てのための施設等利用給付認定変更届」を提出してください。

変更後の状況によって、認定の内容が変更になる場合があります。

（正当な理由がなく届出を行わない場合は、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。）

- ※ 保育の必要性の事由に変更が生じたとき
- ※ 住所変更、婚姻や離婚、同居者の増減など、世帯状況に変更があったとき
- ※ 町外に転出するとき
- ※ 住民税額に変更があったとき
- ※ 生活保護の受給が開始又は廃止（停止）となったとき
- ※ 利用施設が変更になったとき
- ※ その他、変更事項が生じた場合

5 よくある御質問について

Q1 保育の必要性が認定され、保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合に無償化の対象になりますか。

A1 保育所・認定こども園（保育部分）を利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。

また、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用している場合で、認可外保育施設等を利用している場合も施設等利用給付の対象とはなりません。

Q2 保育の必要性の認定の対象とはならない場合、どのような施設の利用が無償化の対象になりますか。

A2 3～5歳までの子どもについて、認定こども園（幼稚園部分）は無償化の対象となります。この場合、預かり保育は無償化の対象とはなりません。

Q3 3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

A3 幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化します。このため、保育所、認定こども園（保育部分）を利用する子どもについて、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月から保育料が無償化され、また、年度途中で満6歳になってもその年度の3月までは無償となります。

認定こども園（幼稚園部分）については、学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できることとされていることなどから、満3歳になった日から無償化の対象となります。ただし、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、満3歳となった翌年度（4月）からが無償化の対象となります。

Q4 各施設が徴収している施設管理費、通園送迎費、行事費等の実費費用や給食費などは、無償化の対象になりますか。

A4 各施設が徴収している実費費用等は、無償化の対象とはなりません。

Q5 認可外保育施設について、全ての施設が無償化の対象となるのですか。

A5 原則、国の基準を満たし、市町村の確認を受けた施設が対象となります。